

河南町総合戦略推進会議規則

平成 27 年河南町規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、河南町附属機関設置条例（平成 25 年河南町条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、河南町総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 推進会議は、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について調査、審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 河南町人口ビジョンに関すること。
- (2) 河南町総合戦略に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 産業関係の代表者
- (2) 教育機関の代表者
- (3) 金融機関の代表者
- (4) 住民で組織する団体の代表者
- (5) 公募による委員
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第 3 項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総合政策部において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日（平成27年4月20日）から施行する。

(会議の招集に係る特例)

- 2 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。